

主 文

被告人を懲役19年に処する。

未決勾留日数中660日をもその刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、令和5年2月20日午後6時頃、横浜市a区b町c番地d先歩道上において、A(当時78歳)に対し、殺意をもって、その頭部等をバット様のもので多数回殴り、よって、同月21日午前2時40分頃、神奈川県鎌倉市ef番地gB病院において、同人を頭部打撲による頭蓋内損傷により死亡させて殺害した。

【証拠の標目 省略】

(事実認定の補足説明)

第1 争点

「(罪となるべき事実)」記載のとおり、被害者が暴行を受けて殺害された事実には争いがなく、関係各証拠により認定することができる。本件の争点は、被告人が、その犯人であるかである。

第2 検討

1 まず、本件の証拠中、令和5年2月16日(以下の日付は、特に記載のない限り令和5年のものである。)の防犯カメラ映像(以下「2月16日の映像」という。)に映っていた人物について検討する。

(1) 2月16日の映像は、C警察官(以下「C」という。)の供述により、特徴が一致しており、防犯カメラ映像を追っていくと時間的に矛盾なく映り込んでいることなどから、被害者に追従等する同一人と判断できる人物(以下「人物①」という。)の映像と認めることができるものであるところ、2月16日の映像中、h町内会(以下「町内会」という。)の映像によれば、人物①は、赤い缶の中身を飲んだ後で、その缶を町内会付近の林に向かって放り投げていることが認められる。

そして、D警察官(以下「D」という。)は、3月1日における前記林の捜索状

況等について、『町内会の映像に基づき、人物①が放り投げた缶が飛んで行ったと予測した場所と概ね一致する辺りに、3月1日午後5時18分頃、赤い本麒麟缶1本（以下「本件本麒麟缶」という。）を発見した。発見場所の半径5メートル四方に他の缶があるかを確認したが、本件本麒麟缶以外に赤い缶はなかった。』旨供述する。

また、E警察官（以下「E」という。）は、5月31日における前記林の捜索状況について、『町内会の映像に基づいて、人物①が放り投げた缶の方向を判読した上で、3月1日に本件本麒麟缶が発見された高さの所までの部分について、平面的に他の缶の存在を確認し、更に遠くの、人物①が缶を放り投げた所から20ないし25メートル先の草木が生い茂った場所までの部分についても、他の缶等の存在を確認したが、いずれの部分にも、赤い缶は見つからなかった。』旨供述する。

D及びEの供述は、本件本麒麟缶が現に存在していることなどの客観的事実と符合していることや、町内会の映像に基づいて投棄された缶を捜索した状況を詳細に述べており内容に不自然な点がないことなどからみて、いずれも信用できる。

そして、両名の供述や映像等からすると、本件本麒麟缶が発見された場所は、急斜面ではあるが草木や枯れ木があり、放り投げられた缶が着地後に転がるような状況にはなかった。また、Eの供述によれば、2月16日の前日である2月15日から3月1日を経て5月31日までの間に、本件本麒麟缶が発見された急斜面に立ち入った上で清掃をした業者やグループはなかった。

以上に加え、同所は急斜面で、場所柄、他の人物が立ち入ることが考え難いことも考慮すると、2月16日に前記の町内会の映像に映った人物が放り投げた本件本麒麟缶以外の他の赤い缶が、同日以降に存在し、3月1日や5月31日までの間に不存在となったという疑いは生じ得ない。そうすると、警察官によって発見された本件本麒麟缶は、人物①が放り投げたものであると認められる。

(2) そして、F警察官（以下「F」という。）がピンセットを使うなどして本件本麒麟缶を回収した上でその飲み口部分から採取した付着物の核DNA型を鑑定し

たG教授（以下「G」という。）の供述によると、当該核DNA型と被告人の核DNA型は、全ての座位で遺伝子型が一致しており、核DNA型が全ての座位で同一となる可能性は「約565京人」という天文学的数字の中で1人という確率よりも高い確率であるというのであるから、人物①は被告人であると認定できる。

さらに付言すると、神奈川県警察科学捜査研究所職員であるH（以下「H」という。）の身長鑑定の結果によれば、人物①の身長は164ないし175センチメートルであると認められ、被告人の身長が172センチメートルであることと矛盾しないことや、2月16日の映像中、Iの映像に映った当該人物が黄色い財布を所持しており、被告人の自宅から黄色い財布が発見されたことなども、上記認定に整合する。また、被告人の娘が、Iの映像に映った人物について、黄色い財布を持っていることからだけでなく、その他の、細縁の眼鏡を掛けていること、鼻筋がしっかり通っていること、目がはっきりした二重であること、猫背でせわしない大きい動きであることなど、多数の特徴で一致することを理由に被告人であると思う旨述べていること、被告人自身、6月18日に、2月16日の映像中、Iの映像や町内会の映像等に映った人物について被告人と思う旨供述していることも、上記認定に整合する（なお、6月18日時点で、被告人が検察官に対して、撮影日はいくらでも変えられると思う旨自己の主張を具体的に述べていることなどからすると、捜査段階における被告人供述の任意性や信用性に疑いは生じ得ない。）。

(3) これに対し、弁護人は、本件本麒麟缶から指紋が検出されなかったことなどを指摘するが、空缶はぬれているケースが多く、ぬれているものは指紋が付きにくい旨のFの供述内容は合理的で信用できることなどからみて、弁護人の指摘はいずれも上記認定に疑念を抱かせるものではない。

2 以上を前提に、被告人と犯人の同一性について検討する。

(1) 本件の証拠中、2月20日の防犯カメラ映像やドライブレコーダー映像（以下「2月20日の映像」という。）は、Cの供述により、特徴が一致すること、徒歩で移動したとして時間的に矛盾がないことや、移動していない方向の防犯カメラ

に映っていないことが確認できることから、被害者に追従したり、後方から被害者に近づき殴打したりする、同一人と判断できる人物（以下「犯人」という。）の映像と認められるものである。そして、2月16日の映像及び2月20日の映像に映った人物の特徴は、緑色ニット帽、フード付きで外側が紺色、内側が黄色のロングコート、長ズボン、黒色の中に赤色が確認でき、底の部分が白色の靴を着用している点や、黒色のバットケース様のものを携帯している点、一部の映像に猫背の姿勢が映っている点で一致しており、Hの身長鑑定の結果によれば、いずれの人物の身長も164ないし175センチメートルの幅に収まっている。

更に、いずれの人物についても、2月16日と同月20日という近接した日において、夕方の時間帯に、J、I、町内会、株式会社K、Jという順番で、それらの施設に設置された防犯カメラ映像に映りこんでおり、2月20日の映像に映った犯人は、被害者方付近に現れ、同所に1時間ほどいて、途中被害者宅方向に視線を向けた後、被害者を追跡した上で犯行に及んでいる一方、2月16日の映像に映った人物は、同日、被害者方付近に現れて同所にいて、途中被害者宅方向に視線を向けた後、歩行中の被害者の後ろを追従していることが確認でき、両者の行動にも符合が認められる。

そして、上記の特徴や行動の一致ないし符合については、コートの色の配合やバットケース様のものの携帯、被害者への追従等、ある程度特異と言えるものを含むばかりか、多数の点で一致や符合がみられることからすると、2月16日の映像に映った被告人と、これらの特徴の全てにおいて偶然一致していた別の人物が、その4日後の2月20日に犯行に及んだという事態は、常識に照らして考え難いと言うべきであり、被告人と犯人は同一人物であると認められる。

(2) 加えて、2月20日の映像中、Lに設置され、i橋を映していた映像には、犯行後の時間帯に、何者かがi橋の上からj川に向かって布様のものなど複数の物を投棄する様子が映っているところ、前記C供述や、上記の人物が物を投棄する直前、L正門前を映した防犯カメラ映像に、コート様のものを脱いだ後これと棒状の

ものを抱える人物が映っていること、犯行の2日後に、警察官が、j川の河川内のi橋から約210メートル下流の場所から、犯人が着用していたコートと色等の特徴が一致するコートを発見したことなどを併せ考えると、前記の警察官が発見したコートは犯人が投棄したコートであると認められる。

そして、G供述によれば、前記のコートからは、被告人、被害者及び被告人の妻・娘（養女）のミトコンドリアDNA型と合致するミトコンドリアDNA型が検出されている。各DNA型はいずれも被告人、被害者及び被告人の妻・養女由来のものである可能性があるという限度にとどまるが、犯人が投棄したコートから、前記の各ミトコンドリアDNA型が検出された事実は、犯人と被告人の同一性に関する上記認定と整合すると言える。

(3) 弁護人は、2月20日の映像はいずれも不鮮明であり、殊にLの映像は不鮮明である旨主張するが、上記の理由から、発見されたコートは犯人の投棄したコートであるとの認定は十分可能であり、また、L以外の映像は、上記の犯人の特徴や行動の認定が十分可能な程度の鮮明さを備えていると言え、弁護人の主張は被告人と犯人の同一性に関する認定に影響を及ぼすものではない。

また、弁護人は、犯人は多量の返り血を浴びているはずであるが発見されたコートから被害者の血液が確認されていない旨主張するが、そもそも出血の態様には様々なものが考えられる上、被害者の遺体の鑑定結果や犯行の際に現場を通りかかった者の供述等によれば、犯人は、被害者の背後から、その頭部を表面が比較的平滑な堅固な棒状の物で殴打し、被害者はすぐに地面に倒れこみ、犯人は倒れこんだ被害者を棒状の物で繰り返し殴打しており、このような犯行態様や凶器の種類等からすれば、コートから被害者の血液が確認されていないことも上記認定に影響を及ぼすものとは言えない。

更に、弁護人は、被告人と被害者には接点がなく、被告人には犯行に及ぶ動機がない旨主張するが、犯行動機については様々な可能性が考えられ、いずれにしても、弁護人の主張は、上記の客観的事実関係からの認定に合理的な疑いを抱かせるもの

とは言えない。その他、様々な事情を検討しても、上記の認定に疑いを抱かせる事情は見当たらない。

被告人は、公判廷において、本件当日の行動について、昼頃に書店に行き、家に帰って酒を飲んだりした後に眠り、起きてすぐに付近のドラッグストアを訪れ、買い物をして家に帰った旨供述しているが、ドラッグストアを訪れた事実等についてははっきりと供述する一方で、昼寝後に起きた時間等書店から帰ってからの行動については曖昧な供述にとどまるなど不自然な内容となっており、上記の客観的事実関係に基づく認定に疑いを抱かせるものではない。

第3 結論

以上のとおり、弁護人の主張及び被告人の供述は、いずれも上記の認定に合理的な疑いを生じさせるものではないので、被告人は、本件の犯人であると認められる。

【法令の適用 省略】

(量刑の理由)

被告人は、被害者の背後から突然、バット様のもので、被害者の頭部を、頭蓋骨に多数の骨折が生じるほどの強さで複数回殴打し、更に、被害者の全身を、打撲部の深部に厚層の出血が生じるほど強い力で多数回殴り、被害者を死亡させるに至っている。防御のいとまもなく抵抗することができない状態の被害者の頭部等に、一方的かつ執拗に多数回にわたり強度の暴行を加えるという、生命侵害の危険が高い悪質な行為態様であり、強固な殺意も認められる。被害者の生命が奪われた結果の重大性は言うまでもなく、突如として被害者との平穏な日常等を奪われた遺族が、犯行の内容や理不尽さに精神的な衝撃を受けるなどして、被告人の厳罰を望む旨述べていることも、結果の重大性の表れと言える。

被告人は、犯行の4日前からバットケース様のものを携帯して被害者を追跡するなど被害者を付け狙い、犯行直後に犯行時に着用していたコート等を川に投棄しており、こうした一連の行為に照らして、本件は計画的な犯行であったと認められる。そうすると、本件犯行の動機の詳細が明らかでないことを踏まえても、被告人の本

件犯行に関する意思決定は強い非難に値するというべきである。

上記の犯情に照らせば、同種事案の量刑傾向を踏まえても、被告人の刑事責任は相当に重いと言うべきであり、相当長期間の実刑は免れない。

以上に加え、被告人には前科はないものの、客観的な証拠関係に明確に反するにもかかわらず一貫して犯行を否認しており、反省の態度は全く見受けられず、本件の経緯や犯行態様も踏まえると再犯可能性すら否定はできないことなども併せ考慮し、主文の刑を定めた。

(求刑 懲役20年)

令和8年3月2日

横浜地方裁判所第1刑事部

裁判長裁判官 安 永 健 次

裁判官 内 藤 尚 子

裁判官 関 口 遼 介